

序 文

国立特殊教育総合研究所では、特殊教育に関する基礎的なデータの収集を目的として、国内調査研究事業を実施しています。その一環として、聴覚・言語障害教育研究部では、平成13年9月に、全国の難聴、言語障害特殊学級や通級指導教室の実態調査を実施しました。具体的には、軽度の聴覚障害あるいは言語障害の子どもが在籍している小・中学校の特殊学級や、通常の学級に在籍している軽度の聴覚障害あるいは言語障害の子どもがその障害の状態の改善・克服にかかわる指導を受けるために通っている通級指導教室のそれぞれの教育の実態について、質問紙による調査を行いました。

こうした調査は、過去5回（昭和48年、54年、60年、平成3年、8年）にわたり、定期的に実施されてきました。その都度、調査結果は報告書にまとめられ、通級による指導の制度化や特殊学級等の設置など、国はもとより各都道府県の教育行政の施策立案や運用において、貴重な資料として活用されてきたところです。

今回の調査は、これまでの調査項目と同様の内容を質問することにより、難言教育の経年的な変化を把握するとともに、平成11年3月に改訂された盲・聾・養護学校の学習指導要領等を受けて、この教育の関係者の新たな関心事であろうと推測される「通常の学級や他機関との連携のあり方」、「通級指導教室等における幼児への対応の実態」、「個別の指導計画に関する実態」、「難言教育の今日的課題」などについても焦点を当て、その現状と課題の把握を目的としました。

調査に当たっては、別記研究協力者のご協力を得るとともに、全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会作成の学級・教室設置校一覧を活用させていただいて発送及び回収の作業を行うことができました。全国の難言学級や教室の担当者から、この教育にかける真摯なご意見等の記された回答を収集することができ、聴言部のスタッフ全員で分析・検討を進めてきました。このように多くの関係者のご協力によってこの報告書の完成をみたことに改めて感謝申し上げる次第です。

ここで、今回の調査結果を概観してみます。「A 基本的統計資料」によれば、1,154の回答が得られ、回収率は61.3%でした。障害別内訳については、言語障害特殊学級や通級指導教室の設置校が799で69.2%を占めていました。また、設置形態別では、全設置校の約7割に通級指導教室が設置されていました。次に、対象児童生徒について過去4回の調査結果と比較してみると、難聴、口蓋裂の占める割合が減少傾向にあり、構音障害、その他の割合が増加していることが分かりました。特に、学級や教室等で指導を受けている子ども（25,673人）の中で、特定の診断名（自閉症、LD、ADHD等）のある者の合計が1,328人（5.17%）を数えたことが目新しい点の一つとして挙げられます。

「B 指導内容・方法」については、難聴児と言語障害児それぞれの実態に即した独自の専門的な指導の重視が指摘されていますが、両者に共通する新たな指導上重視すべき事柄としては、障害認識や周囲とのコミュニケーションが挙げられます。子どもたちの内面性を重視する担当者の姿勢がうかがえます。また、個別の指導計画については、今回の学習指導要領等の改訂において、盲・聾・養護学校の自立活動等の指導の際にその作成が義務づけられました。難言教育においては、従前より個に応じた指導を進める必要性から、個別の指導計画に基づく先行的な指導実践例が見受けられたところですが、今回の調査では「決

まった書式がない・計画を立てていない」という回答が全体の約2%という数字になり、前回の調査（約23%）よりも激減しています。難言教育においては、個別の指導計画の作成が広く行き渡ってきていると考えることができそうです。

「C 学級・教室経営等」においては、回答をもとに、指導対象児の決定（入級）に関する経緯が大きく三つのタイプに整理されること、また、学級・教室経営上の課題としては、この教育に対する管理職の理解が重要であることなどがまとめられました。さらに、通常の学級や他機関との連携の実態についても分析が行われ、難言教育担当者は、連絡帳や電話など何らかの形で、子どものことに関して通常の学級の担任と連絡を取り合っていることが明らかになりました。特に、難聴教育の担当者については、言語障害教育の担当者と比べて、通常の学級を訪問した際にそこで何らかの授業を行っているという割合が高いことも分かりました。通常の学級における聴覚障害等の理解・啓発への関心が高まっていることの現れと言えそうです。

幼児の指導についての調査と分析は、小・中学校における通級による指導の普及がそれなりに進展する中で、早期からの教育的対応を希望する保護者等の要望を受け、各市町村がその実態に応じて独自の取り組みを展開しつつある現状を把握するという今回の調査の主たるねらいの一つでもありました。幼児に関する基本資料がまとめられるとともに、担当者の有無、担当者の所属・勤務形態等が明らかになりました。また、障害の多様化、低年齢、制度面での課題を把握することができました。

「D 勤務・研修等」については、教員の数に比して指導対象児数が多すぎることや指導の時間が午後に集中してしまうことなどの勤務に関する課題とともに、研修については、担当者の約4分の1が研修を受けておらず、難言教育の経験年数が3年以下の担当者が約4割を占めるという現状がまとめられました。

難言教育に多くの影響を及ぼした通級による指導が平成5年に制度化され、本調査研究が実施された平成13年で丸9年の歳月が経過しました。「E 自由記述」の分析からも指摘されるように、難言学級や教室で指導を受ける子どもたちの実態には、難聴や言語障害にとどまらず、LDやADHD、高機能自閉症の子どもたちも見受けられるようになってきているようです。

平成14年10月に、文部科学省特別支援教育課に設けられていた「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」より「今後の特別支援教育の在り方について」（中間まとめ）が公にされました。その中では、特殊学級や通級指導教室の将来を左右する「特別支援教室（仮称）」の検討が提言されています。まだ、その展望は定かではありませんが、本調査研究で得られた様々の知見が生かされる形で、新たな教育の形態の創造が行われることを期待せずにはいられません。

最後に、改めて本調査研究にご協力いただいた多くの関係者に衷心より謝意を表するとともに、日々子どもたちの指導に献身的にいそしまれる難言教育担当者の今後の実践に心より期待申し上げます。

平成15年2月

独立行政法人

国立特殊教育総合研究所

聴覚・言語障害教育研究部長

宍戸 和成

目 次

序 文
研究組織

第一部 調査結果と考察

I. 目的及び方法

- 1. 調査の趣旨・目的…………… 1
- 2. 方 法…………… 1

II. 結果及び考察

A. 基本的統計資料

- 1. 回収率…………… 3
- 2. 学級・教室の内訳…………… 3
- 3. 対象児童・生徒の内訳…………… 4
- 4. 指導形態別内訳…………… 6

B. 指導内容・方法

- 1. 難聴児の指導について…………… 7
- 2. 言語障害児の指導について…………… 9
- 3. 「その他」の子どもの指導について …… 12
- 4. 指導形態…………… 13
- 5. 個別の指導計画…………… 14

C. 学級・教室の経営等

- 1. 指導対象児の決定・指導終了の決定について…………… 19
- 2. 経営上の課題…………… 23
- 3. 通常の学級や他機関との連携について…………… 24
- 4. 幼児の指導について…………… 27
- 5. 中学生以上の指導について…………… 30
- 6. 保護者との連携について…………… 32

D. 勤務・研修等について …… 35

E. 自由記述 …… 38

第二部 難聴・言語障害教育の充実に向けて

- I. 自由記述を通して見えること…………… 宍戸 和成… 43
- II. いま、きこえの教室で・・・…………… 佐藤 正幸… 46
- III. 言語障害教育担当者の指導観を考える…………… 牧野 泰美… 48
- IV. 指導対象児の決定までのプロセスから見えること…………… 松村 勘由… 51
- V. 通常の学級や他機関との連携のあり方を探る…………… 小林 倫代… 53
- VI. 幼児の指導に求められるもの…………… 久保山茂樹… 56

資料：調査用紙

研 究 組 織

研究統括者

宍戸 和成 (聴覚・言語障害教育研究部)

研究分担者

小 田 侯 朗 (聾教育研究室)
横 尾 俊 (聾教育研究室)
佐 藤 正 幸 (難聴教育研究室)
小 林 倫 代 (言語機能障害教育研究室)
久保山 茂 樹 (言語機能障害教育研究室)
松 村 勘 由 (言語器質障害教育研究室)
牧 野 泰 美 (言語器質障害教育研究室)

研究協力者

池 田 寛 (札幌市立大通小学校)
櫻 澤 浩 人 (大田区立入新井第一小学校)
金 井 隆 司 (飯山市立飯山小学校)
杉 本 浩 (伊丹市立伊丹小学校)
田 村 元 美 (福岡市立博多小学校)